

もうすぐ届くよ!

# どうナン? マイナンバー



### 住民基本台帳カードの取り扱いはどうなるの?

#### そもそもマイナンバーって?

マイナンバー(個人番号)とは、赤ちゃんから高齢者まで、また国籍に関係なく住民票を有する全ての人が持つ12桁の番号のことです。一人ひとりが持つ自分だけの番号で、原則、生涯変わりません。

【コールセンター(全国共通ナビダイヤル)】  
**☎0570-20-0178** (外国語対応は☎0570-20-0291)  
 【個人番号カードの申請・市町村ごとの通知カードなどの差出し状況などについて】  
 個人番号カード総合サイト <https://www.kojinbango-card.go.jp/>  
 【カードに関する松原市への問い合わせ】  
 窓口課ナビダイヤル ☎0570-02-8660  
 【制度に関する松原市への問い合わせ】  
 企画政策課 ☎334-1550(代表) ※全て通話料が必要

#### マイナンバー どんなときに必要?

平成28年1月から順次、次の行政手続きでマイナンバーが必要となります。

<b>社会保障</b>	●年金の資格取得や確認、給付 ●福祉分野の給付、生活保護 ●雇用保険の資格取得や確認、給付 ●医療保険の給付請求 など
<b>税</b>	●税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
<b>災害対策</b>	●被災者生活再建支援金の給付 ●被災者台帳の作成事務 など

#### 通知カード

「通知カード」とは、本人にマイナンバーを知らせるためのカードで、住所・氏名・生年月日・性別とマイナンバーが記載されています。通知カードは、世帯ごとに簡易書留で届きます。

#### 知書に従い、郵便局

に再配達連絡などをしてください。通知カードは、市役所などの手続きが必要になるところがあります。また、転入・転居など住所の異動手続きや婚姻などで住所や氏名などを変更した場合は、変更内容を通知カードに記入しますので持参してください。

#### 封筒の中に入っているもの



- 1 通知カード**  
あなたのマイナンバー(個人番号)が記載されています。キリトリ線に沿って切り離し、**大切に保管**してください。「個人番号カード」の取得にも必要です。※ラミネート加工などはしないでください(再交付は500円)。
- 2 個人番号カード交付申請書**  
必要事項を記入し、写真を貼れば申請できます。詳しくは**3**の説明用パンフレットを見てください。  
! 音声コードにより個人番号が読み上げられます。
- 3 説明用パンフレット**
- 4 返信用封筒**

#### 個人番号カード

「個人番号カード」とは、表側に住所・氏名・生年月日・性別と顔写真が、裏側にマイナンバーが記載されたカードで運転免許証やパスポートと同様に本人確認のための公的身分証明書として利用できる顔写真付きICカードであり、マイナンバーの提示と本人確認が同時にできる

る唯一のカードです(マイナンバーを利用する際には、なりすましを防止するため、本人確認を行います)。e-Taxなどの電子申請が行える公的個人認証サービスの電子証明書も標準搭載されます(電子証明書は申出により搭載しないことも可能です)。

※**個人番号カードの申請は任意です。**

#### 個人番号カード申請方法

**ステップ1**

住民票の住所に、マイナンバーの通知カードが簡易書留で届きます。個人番号カードの交付申請書も同封されています。

**ステップ2**

(表面) (裏面)

個人番号カードの交付申請書に、顔写真を貼り付け、右ページ④の返信用封筒に入れてポストに投函します。  
 ※写真の規格などは、右ページ③の説明用パンフレットや個人番号カード総合サイトで確認してください。

スマホやパソコンから申請も出来ます!

個人番号カード交付申請書のQRコードから申請書WEBサイトにアクセスの上、必要事項を入力してください。スマートフォンなどで撮影した顔写真のデータを添付し、送信すれば申請が完了します。

**ステップ3**

平成28年1月以降、個人番号カードの交付準備が整うと、交付通知書(はがき)が送られてきますので、その交付通知書に記入、押印し、運転免許証などの本人確認書類、通知カード(返納)をあわせて持参し市役所窓口課へお越しください。

**ステップ4**

(表面)

本人確認の上、暗証番号を設定していただき、個人番号カードが交付されます。



## マイナンバー

### セキュリティ対策は？

個人情報外部に漏れるのではないかと、なりすましが起こるのではないかと、といった懸念の声もあります。マイナンバーを安心・安全にご利用いただくため、制度面とシステム面の両方からさまざまな対策が取られています。

### 制度面

- 法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集や保管を禁止しています。
- なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には、本人確認が義務付けられています。
- 特定個人情報保護委員会という国の行政機関が、マイナンバーが適切に管理されているかを監視・監督します。



### マイナポータル

- マイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのかを、自分で確認できるマイナポータル（情報提供等記録開示システム）が平成29年1月から稼働する予定です。



### システム面

- 個人情報は従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。芋づる式の情報漏えいを防ぎます。
- システムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合はマイナンバーを直接使わず暗号化して行います。



## マイナンバー Q & A

**Q** マイナンバーは、誰にでも提供してもいいのですか？

**A** 社会保障・税・災害対策以外の分野でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできません。

社会保障・税・災害対策の分野の手続きのため、マイナンバーを提供できる具体的な提供先機関は、税務署、地方公共団体、勤務先、金融機関、年金、医療保険者、ハローワークなどです。

マイナンバーの提供を求められた際は、マイナンバーの提供先と利用目的を確認してください。

**Q** 個人番号カードを落としてしまいました。このカードの利用を一時停止したいのですが、どうすればいいですか？

**A** 個人番号カードコールセンター（☎0570・783・578、外国語対応 ☎0570・064・738）において、平成28年1月から24時間365日、一時停止申請の受け付けを開始します。

一部IP電話などで繋がらない場合は（☎050・3818・1250）におかけください。

## マイナンバー詐欺にご注意を！

マイナンバー制度に便乗して、個人情報を不正に取得しようとする不審な電話や訪問が全国で相次いでおり、実際に現金をだまし取られる被害が起っています。

マイナンバー制度の導入にあたって、市役所から電話や訪問で個人情報を聞くことはありません。不審な問い合わせに注意し、内容に応じて相談窓口を利用してください。

不審な電話などを受けたら  
【消費者ホットライン】 ☎188 (いやや!)  
【松原市消費生活センター】 ☎337-3080

詐欺などの被害にあったら  
【警察相談専用電話】 ☎#9110  
受付：平日午前8時30分～午後5時15分  
または最寄りの警察署まで

マイナンバーが含まれる個人情報の取り扱いについて  
【特定個人情報保護委員会 苦情あつせん相談窓口】  
☎03-6441-3452  
受付：平日午前9時30分～正午、午後1時～5時30分

! CHECK! /

